

生徒心得

1. 服装

高校生の装いは華美を避け、常に清潔で端正であるように心掛ける。

①校章

ア.男子は制服の左襟に校章（バッジまたは刺繍）をつける。

イ.女子は制服の左胸に校章（バッジまたは刺繍）をつける。

②制服

男子用

ア.学校指定の詰め襟学生服とする。

イ.夏期には、上衣として学校指定の白シャツを着用する。

女子用

ア.学校指定のセーラー服とする。スカート丈は膝にかかる長さとする。スカートの替わりに、学校指定の黒のスラックスを着用することもできる。

イ.学校指定のスカーフ（黒色）を正装とするが、略装として学校指定のリボン（黒色）も認める。

ウ.夏期には、上衣として学校指定の白セーラー服（長袖又は半袖）を着用する。

カーディガン

カーディガンを着用する場合は、男女共に学校指定のものを着用する。

③頭髪・みだしなみ

ア.頭髪等は清潔感のある、高校生らしいものとする。

イ.髪を染めたり、パーマントをかけたり、その他の加工をしない。

ウ.ピアス、指輪などの装身具を身につけない。化粧等はしない。

2. 校内生活

①不用の金銭、貴重品は学校へ持ってこない。

②金銭、貴重品は、カギ付きロッカーで管理する。

③校内で私的にスマートフォン等を使用するのは、始業前・昼休み・放課後に限る。学習用回線を私的に使用することは認めない。前述以外の時間は、電源を切る。時間外使用した場合は、発見者が一旦預かり学級担任に渡す。学級担任による指導後に、保護者に返却し、家庭でも今後の使用について指導してもらう。スマートフォンを操作しながら通行はしない。

④授業等でスマートフォン等を使用する場合は、教職員の指示に従う。

⑤休日や長期休業中に登校する際、私服での登校は禁止する。

3. 校外生活

①平常時のアルバイトは保護者からの申し出により、学年会を経て学級担任及び生徒指導部との4者による懇談を行った上、認めることがある。

長期休業中のアルバイトは、保護者の許可を得て、事前にアルバイト届を学級担任に提出する。ただし期間は原則として延べ14日以内とする。

平常時、長期休業時いずれの場合も次の事項を厳守する。

ア.飲酒接客を主とする店や、危険な作業への従事はしない。

イ.その他高校生として出入りの好ましくない所での従事はしない。

ウ.学校生活に支障のない範囲で行うことを最優先とする。

②未成年者立ち入り禁止の場所（パチンコ店等）には出入りしない。

③非行行為は絶対に行わない。（非行行為とは飲酒、喫煙、暴力行為、いじめ行為、不健全娯楽、不純異性交遊、シンナー遊び、薬物乱用、賭け事などを指す。）

④ヘッドホン使用運転、傘をさしながらの運転、無灯火運転、2人乗り、並列進行、スピード違反、無免許運転などの交通違反をしない。その他の交通法規を厳守する。

⑤歩行者も交通規則を守り、3列以上にならない。

⑥非行、交通違反、その他で警察の補導を受けた時には、直ちに学校へ報告する。

⑦事件、事故、災害に遭遇したときは直ちに学校へ報告する。

4. 自転車・原動機付自転車通学規定

①自転車の通学使用の許可条件は次の通りとする。

ア. 自転車は距離2 km以上の者とする。

イ. 原動機付自転車は距離8 km以上20 km以内の者とする。

ウ. その他特別の事情があり学校で認めた者とする。

②自転車を通学に使用するには願い出て許可を受ける。自転車保険に加入することが望ましい。

③原動機付自転車を通学に使用するには、保護者からの直接の願い出により、原付バイク通学者説明会を必ず受講し許可を受ける、

④通学使用の許可を受けた者は次の事項を厳守する。

ア. 毎学年始めに学校へ届け出る。

イ. 登校時には必ず施錠をして自転車置場に整頓しておく。

ウ. ブレーキその他車体の点検及び整備は各人がつねに行う。

エ. 原動機付自転車の使用者はフルフェイス又はジェット型のヘルメットを着用する。

オ. 二人乗りはしない。

カ. 原動機付自転車の貸借はしない。

キ. 交通規則を厳守し交通事故を起さぬよう細心の注意を払う。

ク. 上記について正しく守ることのできない者には許可を取り消すことがある。

5. 運転免許の取得等について

①原動機付自転車

- ア. 運転免許の取得希望者は事前に学級担任に運転免許取得願を提出し、許可を受ける。
- イ. 免許取得後、運転免許取得届を担任に提出する。
- ウ. 運転免許の取得は原則として長期休業を利用する。

②自動二輪車

運転免許の取得は許可しない。同乗することも禁止する。

③普通自動車

- ア. 運転免許の取得希望者は事前に学級担任に運転免許取得願を提出し許可を受ける。
- イ. 運転免許取得のための自動車学校通学開始は3年生の進路決定後、冬季休業以降とする。
- ウ. 自動車学校への通学は長期休業中とする。
- エ. 免許取得後は卒業まで普通自動車の運転を禁止する。

④その他

運転免許取得者は運転免許取得届を学級担任に提出する。

令和3年8月24日一部改訂

令和5年3月23日 内規見直しに伴い改訂